

ASAHI NEWS

令和4年2月10日
第143号

朝日税理士法人 城南支社
TEL:03-3700-3331
FAX:03-3700-8942
<http://www.asahitax.jp>



■■■ 2月の主な予定 ■■■

税務・会計

2月 1日～3月15日令和3年分贈与税の申告

2月16日～3月15日令和3年分所得税の確定申告書

※固定資産税の納期限(第4期)

(納期限は各都道府県の条例で定められております。お住まいの都道府県にお確かめください。)

経営・経済

2月 7日 : 景気動向指数速報発表(内閣府)

2月 8日 : 米貿易収支発表(商務省)

2月15日 : GDP速報値発表(内閣府)

2月17日 : 貿易統計発表(財務省)

2月18日 : 全国消費者物価指数発表(総務省)

2月28日 : 鉱工業生産・出荷・在庫指数速報発表(経産省)



「住宅ローン減税の見直し」

令和3年12月24日、令和4年度税制改正大綱が閣議決定されました。その中で、**住宅ローン減税については、制度の延長と、低金利環境により問題視されていた「逆ざや」問題の是正、環境性能等に優れた住宅の普及拡大を促進するため等の改正案が盛り込まれました**のでお知らせいたします。

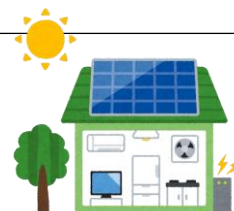
改正の背景

- 適用期限が令和3年12月末に迫っていたこと
- 近年の低金利の影響で、住宅ローン減税額が支払う利息を上回っており、借りれば借るほど得をする、いわゆる「逆ざや」が会計検査院の報告によって問題視されていたこと
- 温室効果ガス排出量を実質ゼロ(カーボンニュートラル)にする政府目標の達成に向け、脱炭素型住宅の普及を促す必要があったこと

改正内容

以下の措置を講じた上で、**4年間(令和4年1月1日から令和7年12月31日まで)延長する**

- ① 控除率を1%から0.7%に引き下げ
- ② 控除期間を新築住宅等は原則13年、既存住宅は10年(図表参照)
- ③ 環境性能等に応じた借入限度額の上乗せ措置を講じる(図表参照)



(図表) 改正後の借入限度額及び控除期間

入居年		借入限度額		控除期間
		R 4 - R 5	R 6 - R 7	
新築・買取再販	認定長期優良住宅・認定低炭素住宅	5,000万円	4,500万円	13年
	ZEH水準省エネ住宅	4,500万円	3,500万円	13年
	省エネ基準適合住宅	4,000万円	3,000万円	13年
	その他の住宅	3,000万円	0円(※1)	13年(※2)
		(※1) 令和5年12月31日までに新築の建築確認を受けている場合は、2,000万円 (※2) 令和6年以降入居の場合は、10年		
既存住宅	認定長期優良住宅・認定低炭素住宅 ZEH水準省エネ住宅 省エネ基準適合住宅	3,000万円		10年
	その他の住宅	2,000万円		10年

- ④ 既存住宅の要件として、築年数要件(耐火住宅25年以内、非耐火住宅20年以内)を廃止し、「新耐震基準適合住宅」(昭和57年1月1日以降建築の家屋については新耐震基準に適合している家屋とみなす)であることを加える
- ⑤ 新築住宅の床面積要件(現行50㎡以上)について、令和5年12月31日以前に建築確認を受けたものは40㎡以上に緩和(合計所得金額1,000万円以下の年に限る)
- ⑥ 適用対象者の所得要件を現行の3,000万円以下から2,000万円以下に引き下げ
- ⑦ 令和5年1月1日以後に居住の用に供する家屋に係る住宅ローン減税を受けようとする個人の確定申告手続き等について
 - ・債権者に対して、一定の事項を記載した住宅ローン控除申請書を提出しなければならない(債権者は税務署に調書を提出)
 - ・確定申告手続きについて、借入金の年末残高証明書及び新築工事の請負契約書の写し等については、確定申告書への添付を不要とする
 - ・年末調整について借入金の年末残高証明書の添付を不要とする

改正の影響

- ・新たに優遇対象となる「省エネ基準適合住宅」は戸建てでは9割、共同住宅で7割(いずれも令和元年度新築分)が基準を満たしており、多くの住宅が優遇を受けられるとみられる
- ・ローン残高が少なかったり、支払い税額が少ない世帯では減税メリットをフルに受けられないため、控除率引き下げのデメリットよりも控除期間延長のメリットが大きくなる

※上記に関する詳細につきましては、当社担当者へお問い合わせ下さい。

中小企業向け所得拡大促進税制の見直し・延長

新型コロナ後を見据えた生産性向上や経営基盤強化を支援するとともに、高い水準の賃上げを促進するため、中小企業者向けの所得拡大促進税制について税額控除率の上乗せ要素が見直しとなり、その適用期限が1年延長されます。また、控除率を最大40%(控除上限は法人税額の20%で変更なし)に拡大されます。(法人住民税についても適用があります)

改正案

所得拡大促進税制は、従業員の給与等を一定の要件で増加させた場合、法人税から一定額を税額控除できる制度です。

		現行制度	改正案
適用要件(必須)		雇用者給与等支給額(※1)が前年度比1.5%以上増加	変更なし
税額控除率		雇用者給与等支給額(※1)の増加額の15%	
		雇用者給与等支給額(※1)が前年度比2.5%以上増加	
上乗せ①	見直しと拡充	要件 上記に加え、以下いずれかを満たすこと ・教育訓練費が対前年度比10%以上増加 ・中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画の認定を受けており経営力向上が確実になされていることにつき証明がされていること	(廃止)
	税額控除率	雇用者給与等支給額(※1)の増加額の10%を加算 ⇒必須要件と合わせて25%(=15%+10%)	雇用者給与等支給額(※1)の増加額の15%を加算 ⇒必須要件と合わせて30%(=15%+15%)
上乗せ②	新設	要件 -	教育訓練費が対前年度比10%以上増加(※2)
	税額控除率	-	雇用者給与等支給額(※1)の増加額の10%を加算 ⇒必須要件と合わせて25%(=15%+10%)
①、②を両方も充足した場合の税額控除率		25%	必須要件と合わせて40%(=15%+15%+10%)
控除上限		法人税額の20%	変更なし

- (※1) ① 適用年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される全ての国内雇用者に対する給与等支給額を言います(使用人兼務役員を含む役員、役員の特殊関係者、個人事業主と特殊の関係のある者に対するものは除く)。退職金など給与所得とならないものについては、原則として該当しません。
- ② 給与等支給額からは「給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額」が控除されますが、雇用安定助成金額(雇用調整助成金など)については、以下の通りとなります。
- ・適用要件の判定からは、控除しません。
 - ・税額控除率を乗ずる基礎となる雇用者給与等支給額の増加額の計算上は、控除します。
- (※2) 教育訓練費の明細を記載した書類の保存が必要となります。

(出典: 経済産業省資料をもとに作成)

適用時期

令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に開始する各事業年度について適用されます。

令和3年12月10日公表の令和4年度税制改正大綱に基づいて作成しています。改正は国会の審議を経て可決・決定されるものであり、本資料の内容については正確性を期しておりますが、改正内容等の確実性・正確性を保証するものではありません。予定される税制改正を踏まえ意思決定等を行うときは、事前に弊社担当者までご相談ください。